平成２８年（フ）第５５号
千葉県匝瑳市椿1002番地８
債務者　川口　三義
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２４号
相模原市緑区城山１丁目３番15号
債務者　加藤寿々香
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５３号
相模原市中央区宮下本町１丁目40番15号
債務者　酒井　恵助
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６３号
相模原市中央区富士見５丁目15番11号　コーポラスふじみ101
債務者　関口　梨芳
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６６号
住民票上の住所　相模原市中央区淵野辺５丁目９番８号　ファミール梅田206
債務者　紀国　源太
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７８号
相模原市中央区光が丘３丁目９番６－４号
債務者　増田　太郎
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９４号
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目４番８号今治造船堀江寮Ｂ２－302、住民票上の住所高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｇ２－302号
債務者　宮國真奈武
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９５号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｇ２－302号
債務者　宮國　牧子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７４号
高知市石立町210番地　メゾンＥＹＥ・Ａ棟101
債務者　泉谷　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９１号
高知市鴨部３丁目11番８号　みどり荘６号
債務者　山下　惠介
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６８２号
静岡市駿河区曲金５丁目４番７－101号
債務者　村松　俊之
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２００号
静岡市駿河区小鹿２丁目５番１－912号
債務者　浅井　智大
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２２号
静岡市清水区蒲原小金189番地　レオネクスト駿河103号、旧住所神奈川県大和市林間２丁目22番３号
債務者　武井　美帆
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４３号
静岡県島田市道悦２丁目18番８号　シプレス・アルディアＢ105、旧住所静岡県焼津市大住290番地の１　リザーブM203号室
債務者　平山　　稜
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３号
岡山市北区岡町２番15―314号
債務者　茶畑　公彦
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９号
岡山県高梁市原田北町1224番地１伊賀アパート201号
債務者　津内　友美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部